

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R8-No.9 (2026.6.25)



横断歩道は歩行者優先です！

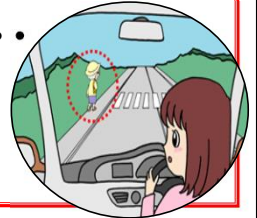
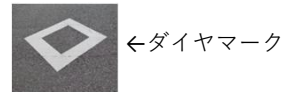


車両等の運転者は、横断歩道を横断しようとしている歩行者又は横断中の歩行者がいるときは、その横断歩道の直前（手前に停止線がある場合は停止線の直前）で一時停止し、その歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

（道路交通法第38条第1項）

運転者の皆様へ・・・横断歩道付近を通行する際の注意事項

- 横断歩道の標識や標示（ダイヤモンド）を発見したときは・・・
 - 減速し付近に歩行者がいないか確認しましょう！
- 横断歩道付近に歩行者がいる、横断歩道付近の状況が確認できないときは・・・
 - 停止線の直前で停止できるような速度で進行しましょう！
- 横断歩道や自転車横断帯とその手前側端から30メートル以内は・・・
 - 追抜き・追越しは禁止です！
- 横断歩道・自転車横断帯とその端から前後5メートル以内は・・・
 - 停車・駐車は禁止です！



歩行者の皆様へ・・・道路を渡る際の注意事項

- 道路を渡るときは・・・
 - 横断歩道を渡りましょう。
 - 手を上げるなど、ドライバーに道路を渡る意思表示をして安全確認を徹底しましょう。
 - 周囲が暗い時間帯は、反射材やLEDライトを活用しましょう。



宮崎県警察の取組（モデル横断歩道）



宮崎県警察では、「信号機のない横断歩道」のうち

- ・ 過去に交通事故が発生した場所
- ・ 歩行者や車両の通行量が多い場所
- ・ 通学路にあり利用者の多い横断歩道

を「モデル横断歩道」に指定しています！



県内のモデル横断歩道は、下記二次元コードから確認いただけます。

【指定箇所】

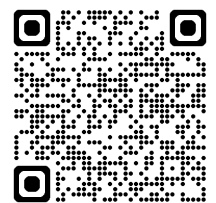
県内59か所（令和8年6月1日現在）

【取組内容】

- ・ 横断歩行者等妨害などの交通違反取締り
- ・ 歩行者に対する手上げ横断などの指導



モデル横断歩道：宮崎市



毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。